6　均衡待遇・正社員化推進奨励金（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第十三条第一項第二号又は第三号に該当する事業主に係るものに限る。以下この項において同じ。）の支給を受けることができる事業主が、実習型試行雇用奨励金の支給を受けた場合には、当該実習型試行雇用奨励金の支給対象労働者については、均衡待遇・正社員化推進奨励金は支給しないものとする。

附則第十五条の十の次に次の一条を加える。

第十五条の十一　第百十条の三の試行雇用奨励金として、同条及び前二条に規定するもののほか、平成二十四年三月三十一日までの間、正規雇用奨励金を支給するものとする。

2　正規雇用奨励金は、第一号から第五号までのいずれにも該当する事業主に対し、第二号の雇入れに係る者一人につき、当該者との間で期間の定めのない労働契約を締結した日から起算して六箇月、十二箇月を経過するごとに、第六号に定める額を支給するものとする。

一　実習型試行雇用奨励金の支給対象事業主であること。

二　前条第二項第一号の雇用関係終了後、当該雇用を終了した日の翌日から起算して一箇月を経過した日までの期間に、同号で雇用した労働者との間で期間の定めのない労働契約を締結し、法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者（一週間の所定労働時間が三十時間未満の者を除く。）として雇用する事業主であること。

三　前号の雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する正規雇用奨励金の受給について「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

四　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

五　当該雇入れに係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

六　各支給時期において、それぞれ五十万円

3　正規雇用奨励金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由により、特定求職者雇用開発助成金（第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金及び雇用対策法施行規則第六条の二第一項に規定する特定求職者雇用開発助成金をいう。次項において同じ。）、受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、均衡待遇・正社員化推進奨励金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、均衡待遇・正社員化推進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、正規雇用奨励金は支給しないものとする。

4　特定求職者雇用開発助成金、受給資格者創業支援助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、均衡待遇・正社員化推進奨励金、発達障害者雇用開発助成金、難治性疾患患者雇用開発助成金、職場支援従事者配置助成金、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けることができる事業主が、同一の事由によつては、特定求職者雇用開発助成金、受給資格者創業支援助成金、沖縄若年者雇用促進奨励金、地域再生中小企業創業助成金、通年雇用奨励金、中小企業基盤人材確保助成金、均衡待遇・正社員化推進奨励金、発達障害者雇用開発助成金、職場支援従事者配置助成金、訓練等支援給付金、中小企業雇用創出等能力開発助成金、若年者等正規雇用化特別奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、特例子会社等設立促進助成金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金又は建設教育訓練助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、正規雇用奨励金は支給しないものとする。

5　第二項の規定にかかわらず、正規雇用奨励金は、国等に対しては、支給しないものとする。

6　第二項の規定にかかわらず、正規雇用奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十七条の三第二項第一号イ中「もの」の下に「であつて、平成二十三年九月三十日までに育児休業を終了した者」を加え、同項第二号イ中「百万円」を「七十万円」に改め、同号ロ中「八十万円」を「五十万円」に改める。

附則第十七条の四を次のように改める。

第十七条の四　削除

附則第十七条の四の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同条第三項中「緊急就職支援者雇用開発助成金」を「受給資格者創業支援助成金（第百十条の二第三項第三号の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」に改め、「、地域求職者雇用奨励金」、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「限る。」次項において同じ。）」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）」を加え、同条第四項中「緊急就職支援者雇用開発助成金」を「受給資格者創業支援助成金」に改め、「、地域求職者雇用奨励金」、「、雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を削り、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金」を加える。

附則第十七条の四の四第一項第一号中「イ及びロに掲げる者にあつては、障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する短時間労働者（同法第二条第三号に規定する重度身体障害者及び同条第五号に規定する重度知的障害者を除く。以下この号及び第三号において同じ。）を除く。）」を削り、「短時間労働者」を「障害者雇用促進法第四十三条第三項に規定する短時間労働者（重度身体障害者又は重度知的障害者である者を除く。）」に、「第四十三条第五項」を「第四十三条第七項」に改め、同項第五号中「第六号」を「次号」に改める。

附則第十七条の四の五第一項第二号中「（障害者雇用促進法第四十四条第一項に規定する厚生労働大臣の認定を受けた事業主に係る同項に規定する子会社をいう。）」を削り、「第二十二条第一項各号のいずれか」を「第二十二条第一項」に改め、同項第八号中「第七号」を「前号」に、「第三十三条の二」を「第六条」に改め、同条第二項中「事由により」の下に「、高年齢者職域拡大等助成金」を加え、「、緊急就職支援者雇用開発助成金」を削り、「高年齢者雇用開発特別奨励金」に、「、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金」を加え「雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を「通年雇用奨励金、事業所内保育施設設置・運営等助成金」に、「介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に改め、「第百十八条の三第七項第一号」を「第百十八条の三第六項第一号」に改め、「限る。次項において同じ。）」の下に「、職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。次項において同じ。）、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「又は派遣労働者雇用安定化特別奨励金」を「、正規雇用奨励金、派遣労働者雇用安定化特別奨励金、障害者初回雇用奨励金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金」に改め、同条第三項中「特定就職困難者雇用開発助成金、緊急就職支援者雇用開発助成金」を「高年齢者職域拡大等助成金、特定求職者雇用開発助成金」に改め、「高年齢者雇用開発特別奨励金」の下に「、高年齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金」を加え、「雇用創造先導的創業等奨励金、地域貢献活動雇用拡大助成金」を「通年雇用奨励金、事業所内保育施設設置・運営等助成金」に、「介護基盤人材確保等助成金、介護未経験者確保等助成金」を「介護労働者設備等導入奨励金」に改め、「精神障害者雇用安定奨励金」の下に「、職場支援従事者配置助成金、重度障害者等多数雇用施設設置等助成金、認定訓練助成事業費補助金の支給を受けて都道府県が行う助成若しくは援助」を加え、「、職業能力評価推進給付金、地域雇用開発能力開発助成金」を削り、「派遣労働者雇用安定化特別奨励金又は障害者初回雇用奨励金、障害者就業・生活支援センター設立準備助成金、建設業新分野教育訓練助成金又は建設業離職者雇用開発助成金」に改める。